

| 改正案 | | 現行 | |
|------------------|---|------------------|--|
| 別表第一（第二条関係） | | 別表第一（第二条関係） | |
| 一 二 三 | （略） | 一 二 三 | （略） |
| 一三 | <p>社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所において、同法に規定する指導監督を行う職員、身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉司、知的障害者福祉法に規定する知的障害者福祉司、老人福祉法に規定する社会福祉主事、社会福祉法に規定する現業を行う所員、「家庭児童相談室の設置運営について」（昭和三十九年四月二十二日厚生省発児第九十二号厚生事務次官通知）に規定する家庭児童福祉の業務に従事する職員「福祉事務所における福祉五法の実施体制の整備について」（昭和四十五年四月九日社庶第七十四号厚生省社会局長及び児童家庭局長通知）に規定する面接相談員、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号）に規定する女性相談支援員及び母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）に規定する母子・父子自立支援員並びに当該事務所の長が行う業務</p> | 一三 | <p>社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所において、同法に規定する指導監督を行う職員、身体障害者福祉法に規定する身体障害者福祉司、知的障害者福祉法に規定する知的障害者福祉司、老人福祉法に規定する社会福祉主事、社会福祉法に規定する現業を行う所員「家庭児童相談室の設置運営について」（昭和三十九年四月二十二日厚生省発児第九十二号厚生事務次官通知）に規定する家庭児童福祉の業務に従事する職員「福祉事務所における福祉五法の実施体制の整備について」（昭和四十五年四月九日社庶第七十四号厚生省社会局長及び児童家庭局長通知）に規定する面接相談員、売春防止法（昭和二十二年法律第百十八号）に規定する専任の婦人相談員並びに母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）に規定する専任の母子自立支援員並びに当該施設の長が行う業務</p> |
| 一四 | <p>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に規定する女性相談支援センターにおいて、「女性支援事業の実施について」（令和六年三月十八日社援発〇三二八第六〇号厚生労働省社会・援護局長通知）の別添二「女性相談支援センター設置要綱」に規定する相談を担当する職員及び心理学的な援助その他の必要な援助を担当する職員、同法に規定する女性相談支援員並びに当該施設の長が行う業務</p> | 一四 | <p>売春防止法に規定する婦人相談所において、「婦人相談所設置要綱について」（昭和三十八年三月十九日厚生省発社第三十五号厚生事務次官通知）に規定する相談、調査及び指導を担当する職員、判定を担当する職員及び同法に規定する専任の婦人相談員並びに当該施設の長が行う業務</p> |
| 一五 | <p>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に規定する女性自立支援施設において、「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準」（令和五年厚生労働省令第三十六号）に規定する入所者の自立支援を行う職員及び当該施設の長が行う業務</p> | 一五 | <p>売春防止法に規定する婦人保護施設において、「婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準」（平成十四年厚生労働省令第四十九号）に規定する入所者を指導する職員及び当該施設の長が行う業務</p> |
| 〇 一 三 六 | （略） | 〇 一 三 六 | （略） |